

((((((((岡谷市防災訓練))))))))

もしも…のときに備えて、参加しましょう!

平成18年7月豪雨災害から、来年10年を迎えるのを前に、災害の記憶を風化させることなく、災害の教訓を生かすため、市民のみなさんの災害への備えや取り組みを確認する防災訓練を実施します。

今年度の総合防災訓練は、大地震が発生した想定のもと、小坂区、花岡区の協力で、7月19日(平成18年7月豪雨災害の発生した日)に、湊小学校校庭で実施します。

「いかに自分自身や家族を守るか」という【自助】、「隣近所等地域の助け合いの精神」を基調とした【共助】の重要性を実地で確認する機会です。ご参加ください。

また、家庭や生活圏の危険箇所、避難ルート、避難場所を確認し、非常持ち出し品、非常備蓄品の再点検をするなど、実際に防災活動を行うことによって、防災意識を高めましょう。

実施日時…7月19日(日) 午前8時～

場所…湊小学校校庭

訓練内容…情報収集・受理・伝達訓練、災害対策本部設置訓練、避難誘導訓練、倒壊家屋救出訓練、交通整理訓練、救出訓練、救急救護訓練、初期消火訓練、放水訓練、炊き出し訓練など



岡谷市防災の日[7月19日]とは

平成18年7月19日に発生した豪雨災害の体験と教訓を永久に忘れることなく、市民一人ひとりが防災意識の高揚に努め、市は市民をはじめ関係団体との協働により、災害に対する備えを充実強化し、安全で安心なまちづくりを推進するため、平成23年6月23日に制定しました。

訓練当日はサイレンを鳴らします

午前8時頃サイレンを鳴らします(防災ラジオも同様)。また、緊急速報メールの配信も行いますが、訓練ですので災害と間違えないようにしてください。

問合せ●危機管理室(内線1591)

岡谷市景観計画(案)について意見をお聞かせください

市は、個性ある景観を保全・育成し、景観形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、景観計画(案)を策定しました。「色彩基準」および「高さ基準」を含む景観計画(案)について、市民のみなさんの意見をお聞かせください。

募集期間…7月1日(水)～31日(金)

閲覧場所…市役所情報公開コーナー、都市計画課、湊・川岸・長地支所、岡谷駅前出張所で閲覧できるほか、ホームページにも掲載しています。

意見の提出…意見書(任意様式可)に住所、氏名(団体名・担当名)、年齢、電話番号を記入し、窓口へ持参、または、郵送・電子メール・FAXのいずれかでご提出ください。(匿名による提出は無効です)

提出先…岡谷市役所 都市計画課 建築・住宅担当
FAX 23-5400 Eメール toshikei@city.okaya.lg.jp

問合せ●都市計画課(内線1372・1374)

戦没者等のご遺族に第十回特別弔慰金が支給されます

戦後70年にあたり、国は、戦没者および戦傷病者の遺族に支給する特別弔慰金の継続を公表しました。第十回特別弔慰金は、本年4月1日(基準日)に、公務扶助料や遺族年金などを受ける人(戦没者の妻や父母ら)がいない支給順位の先順位者1人に、償還額を年5万円に増額し5年ごと国債で交付します(額面25万円)。

支給順位

1. 弔慰金の受給者(本年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した人)
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(死亡時に生計をともにしていたかどうかなどで順番が変わります)
4. 1から3以外で、戦没者等の死亡時まで1年以上生活をともにしていた3親等内の親族

問合せ●社会福祉課(内線1254)

説明会開催

申請に必要な請求用紙の配布を行い、必要書類や手続きについて説明しますので、対象と思われる人は、ご来場ください。都合がつかない人は、社会福祉課窓口(市役所2階)へお越しください。詳しくはお問い合わせください。

請求期限…平成30年4月2日まで

| 期 日 | 時 間 | 場 所 |
|----------|-----------|--------------|
| 7月21日(火) | 午前9時～午後4時 | 長地支所 |
| | 午後6時～8時 | 市役所6階 602会議室 |
| 7月22日(水) | 午前9時～午後4時 | 湊支所 |
| 7月23日(木) | 午前9時～午後4時 | 川岸支所 |
| | 午後6時～8時 | 市役所6階 602会議室 |
| 7月24日(金) | 午後6時～8時 | 市役所6階 602会議室 |

7月1日は「岡谷市民憲章」の日です

市民憲章は、わたしたち市民が、住みやすい豊かなまちづくりを実践していくための目標として、昭和46年7月1日に制定されました。岡谷市民憲章推進協議会は、この憲章にかかげた理念の実現に向け、さまざまな機会を利用して、市民のみなさんに市民憲章を広める活動をしています。

岡谷市民憲章

緑と湖につつまれた美しい郷土、ここに生きるわたしたち岡谷市民は、先人の努力をうけつぎ、明るく豊かな近代都市をめざして、この憲章をかかげ力強く前進します。

わたしたちは、

あたたかい心でまじわり、住みよい人間尊重のまちをつくります。

自然を保護し、公害のない美しい環境のまちをつくります。

心身をきたえ、明るい健康のまちをつくります。

教養を深め、かおり高い文化のまちをつくります。

仕事に誇りをもち、豊かな産業のまちをつくります。

昭和四十六年七月一日制定

一緒に活動する仲間を募集しています。個人、団体は問いません。興味がある人はご連絡ください。



岡谷蚕糸博物館に記念植樹



中学1年生にファイルを配布



小学1年生に球根・花鉢を配布

問合せ ● 岡谷市民憲章推進協議会事務局
(企画課内 内線1529)

市民説明会開催！「行財政改革と公共施設の現状について」

市は、市民総参加による、特色あるまちづくりを推進できる行財政基盤の確立をめざして、岡谷市行財政改革プランを推進するとともに、公共施設の老朽化などに対応して公共施設の総合的かつ計画的な管理に向けて取り組んでいます。これらの取組の必要性について、市民のみなさんにご理解いただくため、説明会を開催します。お気軽にご参加ください。

●財政状況について

市の財政状況がどのようなになっているのか、歳入・歳出決算の推移をはじめ、公共施設の整備に充てられている経費などについてご説明します。

●岡谷市行財政改革プランについて

プランが今年度で終了することに伴い、これまでの取組や今後の行財政改革の進め方についてご説明します。

●公共施設の現状について

公共施設の年数経過による老朽化の問題ほか、今後、増大すると予想されている修繕費用などの負担問題に理解を深めるため、施設の現状についてご説明します。

※市が保有する施設の概要、利用状況などの実態を取りまとめた、「岡谷市公共施設白書」をホームページに掲載しています。

申込み不要

| 日時 | 場所 |
|-----------------|----------------|
| 7月17日(金) 午後7時～ | イルプラザカルチャーセンター |
| 7月18日(土) 午前10時～ | 多目的ホール |
| 7月23日(木) 午後7時～ | 市役所6F 603会議室 |

問合せ ● 企画課(内線1527)

国民年金保険料は納期限までに納めましょう

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額「15590円」です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、口座振替を利用すると金融機関などに行く手間と時間が省け、振替方法によっては保険料の割引もあり「便利」「お得」です。

◎口座振替の手続きは…

□座振替の申込み用紙は、金融機関、年金事務所、市役所窓口にて用意してあります。お申し込みの際は、基礎年金番号の記入、金融機関届出印の押印をお忘れなく。基礎年金番号は、年金手帳や納付書に記載されています。届出印、口座氏名とあわせて確認のうえ、お申し込みください。

◎クレジットカードによる納付もできません。

※詳しくは岡谷年金事務所におたずねください。

「年金情報流出」を口実に「振り込め詐欺」などに注意ください

日本年金機構専用電話窓口(無料)

☎0120-818211

問合せ ● 岡谷年金事務所
☎23-33661

保険料の年額決定と納入についてのお知らせ

介護保険

後期高齢者医療保険

介護保険は65歳以上、後期高齢者医療保険は75歳以上(65歳以上で一定の障がいがあり、加入を希望する人を含む)が対象です。

平成27年度の各保険料が、今年度の市民税や4月1日現在の世帯状況などから確定しましたので、それぞれの保険の対象者に、保険料の納入通知書をお送りします。7月中旬に郵送の予定です。保険料額と納め方をご確認ください。

納め方は2通り

1. 年金からの天引き(年金の年額が18万円以上の人)

毎年4月1日現在で、年金を年額18万円以上受給している人は、年金から保険料が天引きされます。

8月は、2・4・6月と同額の仮徴収保険料額が天引きされます。なお、介護保険料の6・8月分は変更される場合があります、対象者には6月に通知済みです。10・12・2月には、保険料の年額から仮徴収分(4・6・8月分)を引いた額を分割し本算定の保険料として天引きされます。

年金が18万円以上でも天引きにならない場合

①今年度の途中で転入してきた人*(順次天引きに切り替えられます)

※介護保険は諏訪圏6市町村外からの転入、後期高齢者医療保険は市外からの転入

②今年度の途中で対象年齢になった人(順次天引きに切り替えられます)

③介護保険料と後期高齢者医療保険料との合計額が年金額の2分の1を超える人

④天引きになる人でも、口座振替を希望した人

※③と④は、後期高齢者医療保険に適用されます。

2. 口座振替または納付書

(年金の年額が18万円未満の人・天引きにならない条件の人)

決定した保険料の年額から暫定徴収された保険料を差し引いた額を、7月から来年3月までの9回で納めます。口座振替の場合は、納期限前日までに預金残高を確認してください。

後期高齢者医療保険と福祉医療について

8月から保険証が新しくなります! 現在の保険証の有効期限は7月31日です。

後期高齢者医療保険証

7月下旬、長野県後期高齢者医療広域連合からクリーム色の封筒で新しい保険証を郵送(簡易書留)します。新しい保険証は黄色に変わります(来年の7月31日まで有効)。

※昨年中の所得に基づき医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合(1割または3割)を判定しているため、7月までと一部負担金の割合が変わってくる場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証

8月以降も引き続き減額認定証の交付対象となる人(非課税世帯)には、新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。色は更新前と同じ水色です。減額認定証の有効期限切れや、現在、減額認定証をお持ちの人で8月に入っても届かない人は、お問い合わせください。

どちらも「転送不要」扱いで郵送されるので、住民票の住所以外へ郵送を希望する場合は、前もって医療保険課へご相談ください。新しい保険証が届いたら、期限切れの保険証は、破棄するか返却してください。

〈歯科健診〉平成26年度に75歳になった人(昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれ)に対して、7月中旬に長野県後期高齢者広域連合から歯科健診のご案内が郵送されます。受診を希望する人は、長野県後期高齢者医療広域連合指定の歯科医院に直接予約をしてください。

福祉医療費の受給者証も更新

新しい受給者証を7月下旬に郵送します。対象は、一定の障がいのある人および母子・父子家庭などで一定の条件に該当する人です。

福祉医療費の資格について

障害者手帳の交付や障害年金の受給開始があった場合、または、それらの内容に変更があった場合は、手続きが必要になることがありますので医療保険課へお知らせください。

福祉医療費の支給について

- 受診の際は、必ず受給者証をご提示ください(病院、院外処方薬局など)。
- 県外の医療機関等を受診した場合や、医療機関等で受給者証を提示しなかった場合は、医療保険課窓口で申請を行ってください(期限は診療月から1年です。領収書をあわせてご提出ください)。
- 保険診療の自己負担分から、保険者からの高額療養費や附加金、他制度からの給付金(学校の災害共済給付金等)、受益者負担金(500円)を差し引いた金額が支給されます。(高額療養費などの支給決定通知がお手元に届いたら、医療保険課へお知らせください。)

後期高齢者医療保険・福祉医療費に関する問合せ ● 医療保険課(内線1175・1174)

介護保険について (前ページのつづき)

●年金からの天引きの場合

| 年金の支給月 | 保険料額について |
|--------|--|
| 4月 | 【仮徴収】 |
| 6月 | 平成27年2月分保険料と同額が天引きされます。 |
| 8月 | ※6・8月は変更される場合あり(変更者には通知済み) |
| 10月 | 【本算定】 |
| 12月 | 保険料の年額から、仮徴収分(4・6・8月分)を差し引いた額が天引きされます。 |
| 2月 | |

●口座振替・納付書の場合

※便利で確実な口座振替をおすすめします。

| 保険料を納める月 | 保険料額について |
|----------|---------------------------------------|
| 4月 | 4月に通知済み |
| 5月 | 【暫定賦課】 |
| 6月 | 前年度の保険料段階から算出した、暫定的な保険料を納めます。 |
| 7月～3月 | 【本算定】 |
| | 保険料の年額から、暫定賦課分(4～6月分)を差し引いた額を分割し納めます。 |

介護保険に関する問合せ●介護福祉課(内線1283)・諏訪広域連合介護保険課☎82-8161(直通)

国民健康保険税の納税通知書(本算定分)を送付します (7月中旬発送予定)

職場の健康保険加入者以外の人を対象として、安心して医療が受けられるように納めていただくものです。

納める人

国民健康保険に加入している世帯の世帯主です。世帯主がほかの保険に加入していても、その世帯に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者になります。

納め方

7月から来年3月までの9回で、本算定により確定した年税額から暫定税額(4月～6月までに納めた税額)を差し引いた額を納めてください。年税額より暫定税額が多かった場合は、差額を返金します(8月上旬頃)。7月以降に国保加入の手続きをした場合、手続きの翌月に納税通知書が郵送されます(納める回数が変わります)。

納税には、便利な口座振替をご利用ください。手続きは、税務課、各支所、金融機関、郵便局の窓口でできます。

あなたは家族の扶養になれませんか?

国保は、一般的に自営業者や退職者など職場の健康保険に加入していない人、または収入などの条件により健康保険加入者の扶養になれない人が加入するものです。

左枠内に該当する人は、職場の健康保険に加入している家族の扶養になれる場合がありますので、勤務先の保険担当者にご相談してみてください。

①健康保険加入者の配偶者および3親等以内の親族

②年収が、60歳未満なら130万円未満、60歳以上なら180万円未満であるとき

国民健康保険に加入しているみなさんへ

◆特定健康診査を受診してください

生活習慣病の予防、病気の重症化を防ぐため、国民健康保険に加入する40歳～74歳までの人に、特定健康診査の受診券を灰色の封筒にて5月末に郵送しました。予約して受診してください。

実施期間…10月31日(土)まで

一部負担金…無料

持ち物…保険証、特定健康診査受診券

◆限度額適用・標準負担額認定証が更新になります。8月以降も引き続き必要な場合は、医療保険課に申請してください

持ち物…保険証、印鑑、現在使っている認定証

※国保税に滞納があると交付ができない場合があります。

※70歳以上75歳未満の人は、住民税非課税世帯の場合に交付されます。

◆国保以外の保険に加入した場合は、資格喪失の届出をしてください

※保険の二重加入となり、国保税、医療費の返還などでトラブルの原因となります。

税制改正により、国民健康保険税の軽減措置および課税限度額が変わります。詳しくは、国民健康保険税の納税通知書(本算定分)に同封されたチラシをご覧ください。

問合せ●医療保険課(内線1186・1189)

岡谷市子育て支援サイト
子育て支援メールマガジン

げんきっずおかや

<http://www.city.okaya.lg.jp/site/kosodate/>

子育てに関する、お知らせ・行事案内・手続きなど、パソコンや携帯電話に月2回配信。

まずは利用登録!

.....

今すぐアクセス▶▶

.....



問合せ●子ども課(内線1264)